

社会福祉法人るりがくえん評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人るりがくえん（以下「法人」という。）定款第9条に規定する評議員の報酬について、その報酬の支給に関して必要な事項を定めるものである。

(決定機関)

第2条 評議員の報酬は、理事会の承認を得て、評議員会で決定する。

(報酬の支給)

第3条 本法人の評議員には報酬は支払わないものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月4日から施行する。

役員報酬額算定調書

社会福祉法人りがくえん定款第29条の規定に従い、理事長の役員報酬額は出勤日数に応じて下記のとおり決定する。

なお、本支給は、平成29年 月 日開催の理事会及び評議員会の承認を得て行うものである。

氏名 岩崎貞徳 (いわさき さだのり)

支給額 日額 10,000円 (各月の上限は、16万円とする。)

※ 計算式 利用者定数264人×760円×0.8 (支給率) = 160,515円

支給開始日 平成29年 6月 4日

その他 支給額は源泉税額を控除した額を支払う。

平成29年 6月 4日 理事長 岩崎貞徳